

練馬区民間建築物耐震改修工事等助成金要領

平成 19 年 3 月 28 日

18 練都建第 784 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、練馬区民間建築物耐震改修工事等助成要綱（以下「助成要綱」という。）に基づき、助成金について必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設に係る助成金の額)

第 2 条 公共的施設における助成要綱第 4 条第 1 項第 1 号に規定する耐震診断経費に係る助成金（以下「耐震診断助成金」という。）の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、耐震診断経費の 3 分の 2 に相当する額で、つぎに掲げる金額を合算した合計金額の 3 分の 2 に相当する額（その金額が 150 万円を超えるときは 150 万円）を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

- (1) 面積 1,000 m^2 以内の部分は 2,000 円/ m^2 を乗じて得られる金額
- (2) 面積 1,000 m^2 を超えて 2,000 m^2 以内の部分は 1,500 円/ m^2 を乗じて得られる金額
- (3) 面積 2,000 m^2 を超える部分は 1,000 円/ m^2 を乗じて得られる金額

2 公共的施設における助成要綱第 4 条第 1 項第 2 号に規定する耐震改修工事の実施設設計経費に係る助成金（以下「実施設設計助成金」という。）の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、耐震改修工事の実施設設計経費の 3 分の 2 に相当する額でつぎに掲げる金額を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

- (1) 木造の建築物 延べ床面積（ m^2 単位）に 3,000 円を乗じて得られる金額の 3 分の 2 に相当する額（その金額が 200 万円を超えるときは 200 万円）
- (2) 非木造の建築物 200 万円

3 公共的施設における助成要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する耐震改修工事経費に係る助成金（以下「耐震改修工事助成金」という。）の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、耐震改修工事経費の 2 分の 1 に相当する額でつぎに掲げる金額（その金額が 3,000 万円を超えるときは 3,000 万円）を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

- (1) 木造の建築物 延べ床面積（ m^2 単位）に 32,600 円を乗じて得られる金額の 2 分

の1に相当する額

(2) 非木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 47,300 円を乗じて得られる金額の2分の1に相当する額

4 公共的施設における助成要綱第4条第2項に基づく除却工事経費に係る助成金 (以下「除却工事助成金」という。) の額は、予算の範囲内で、1棟につき、除却工事経費の2分の1に相当する額でつぎに掲げる金額 (その金額が 3,000 万円を超えるときは 3,000 万円) を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 12,000 円を乗じて得られる金額の2分の1に相当する額

(2) 非木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 15,000 円を乗じて得られる金額の2分の1に相当する額

(後方医療機関等に係る助成金の額)

第3条 後方医療機関等における耐震診断助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震診断経費の3分の2に相当する額でつぎに掲げる金額を合算した合計金額の3分の2に相当する額 (その金額が 200 万円を超えるときは 200 万円) を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 面積 1,000 ㎡以内の部分は 2,000 円/㎡を乗じて得られる金額

(2) 面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は 1,500 円/㎡を乗じて得られる金額

(3) 面積 2,000 ㎡を超える部分は 1,000 円/㎡を乗じて得られる金額

2 後方医療機関等における実施設計助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震改修工事の実実施設計経費の3分の2に相当する額でつぎに掲げる金額を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 3,000 円を乗じて得られる金額の3分の2に相当する額 (その金額が 450 万円を超えるときは 450 万円)

(2) 非木造の建築物 450 万円

3 後方医療機関等における耐震改修工事助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震改修工事経費の2分の1に相当する額でつぎに掲げる金額 (その金額が 6,000 万円を超えるときは 6,000 万円) を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 32,600 円を乗じて得られる金額の2分

の1に相当する額

- (2) 非木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 47,300 円を乗じて得られる金額の2分の1に相当する額

4 後方医療機関等における除却工事助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、除却工事経費の2分の1に相当する額でつぎに掲げる金額（その金額が6,000万円を超えるときは6,000万円）を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

- (1) 木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 12,000 円を乗じて得られる金額の2分の1に相当する額
- (2) 非木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 15,000 円を乗じて得られる金額の2分の1に相当する額

(分譲マンションに係る助成金の額)

第4条 分譲マンションにおける耐震診断助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震診断経費の3分の2に相当する額でつぎに掲げる金額を合算した合計金額の3分の2に相当する額（その金額が150万円を超えるときは150万円）を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

- (1) 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡を乗じて得られる金額
- (2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡を乗じて得られる金額
- (3) 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡を乗じて得られる金額

2 分譲マンションにおける実施設計助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震改修工事の実実施設計経費の3分の2に相当する額でつぎに掲げる金額を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

- (1) 木造建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 3,000 円を乗じて得られる金額の3分の2に相当する額（その金額が200万円を超えるときは200万円）
- (2) 非木造建築物 200万円

3 分譲マンションにおける耐震改修工事助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震改修工事経費の3分の1に相当する額でつぎに掲げる金額（その金額が2,000万円を超えるときは2,000万円）を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

- (1) 木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 32,600 円を乗じて得られる金額の3分の1に相当する額

(2) 非木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 47,300 円を乗じて得られる金額の 3 分の 1 に相当する額

4 分譲マンションにおける除却工事助成金の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、除却工事経費の 3 分の 1 に相当する額でつぎに掲げる金額 (その金額が 2,000 万円を超えるときは 2,000 万円) を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 12,000 円を乗じて得られる金額の 3 分の 1 に相当する額

(2) 非木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 15,000 円を乗じて得られる金額の 3 分の 1 に相当する額

(民間特定建築物に係る助成金の額)

第 5 条 民間特定建築物における耐震診断助成金の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、耐震診断経費の 3 分の 2 に相当する額でつぎに掲げる金額を合算した合計金額の 3 分の 2 に相当する額 (その金額が 150 万円を超えるときは 150 万円) を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 面積 1,000 ㎡以内の部分は 2,000 円/㎡を乗じて得られる金額

(2) 面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は 1,500 円/㎡を乗じて得られる金額

(3) 面積 2,000 ㎡を超える部分は 1,000 円/㎡を乗じて得られる金額

2 民間特定建築物における実施設計助成金の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、耐震改修工事の実実施設計経費の 3 分の 2 に相当する額でつぎに掲げる金額を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 木造建築物の場合 延べ床面積 (㎡単位) に 3,000 円を乗じて得られる金額の 3 分の 2 に相当する額 (その金額が 200 万円を超えるときは 200 万円)

(2) 非木造建築物の場合 200 万円

3 民間特定建築物における耐震改修工事助成金の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、耐震改修工事経費の 6 分の 1 に相当する額でつぎに掲げる金額 (その金額が 1,000 万円を超えるときは 1,000 万円) を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 32,600 円を乗じて得られる金額の 6 分の 1 に相当する額

(2) 非木造の建築物 延べ床面積 (㎡単位) に 47,300 円を乗じて得られる金額の 6

分の1に相当する額

4 民間特定建築物における除却工事助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、除却工事経費の6分の1に相当する額でつぎに掲げる金額（その金額が1,000万円を超えるときは1,000万円）を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積（㎡単位）に12,000円を乗じて得られる金額の6分の1に相当する額

(2) 非木造の建築物 延べ床面積（㎡単位）に15,000円を乗じて得られる金額の6分の1に相当する額

（中高層および中小企業建築物に係る助成金の額）

第6条 中高層および中小企業建築物における耐震診断助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震診断経費の3分の2に相当する額でつぎに掲げる金額を合算した合計金額の3分の2に相当する額（その金額が100万円を超えるときは100万円）を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

(1) 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡を乗じて得られる金額

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡を乗じて得られる金額

(3) 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡を乗じて得られる金額

（緊急輸送道路沿道の建築物に係る助成金の額）

第7条 緊急輸送道路沿道の建築物における耐震診断助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震診断経費の3分の2に相当する額でつぎに掲げる金額を合算した合計金額の3分の2に相当する額（その金額が200万円を超えるときは200万円）を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

(1) 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡を乗じて得られる金額

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡を乗じて得られる金額

(3) 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡を乗じて得られる金額

2 緊急輸送道路沿道の建築物における実施設計助成金の額は、予算の範囲内で、1棟につき、耐震改修工事の実施設計経費の3分の2に相当する額でつぎに掲げる金額を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積（㎡単位）に3,000円を乗じて得られる金額の3分の2

に相当する額（その金額が 450 万円を超えるときは 450 万円）

(2) 非木造の建築物 450 万円

3 緊急輸送道路沿道の建築物における耐震改修工事助成金の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、耐震改修工事経費の 2 分の 1 に相当する額でつぎに掲げる金額（その金額が 6,000 万円を超えるときは 6,000 万円）を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積（㎡単位）に 32,600 円を乗じて得られる金額の 2 分の 1 に相当する額

(2) 非木造の建築物 延べ床面積（㎡単位）に 47,300 円を乗じて得られる金額の 2 分の 1 に相当する額

4 緊急輸送道路沿道の建築物における除却工事助成金の額は、予算の範囲内で、1 棟につき、除却工事経費の 2 分の 1 に相当する額でつぎに掲げる金額（その金額が 6,000 万円を超えるときは 6,000 万円）を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

(1) 木造の建築物 延べ床面積（㎡単位）に 12,000 円を乗じて得られる金額の 2 分の 1 に相当する額

(2) 非木造の建築物 延べ床面積（㎡単位）に 15,000 円を乗じて得られる金額の 2 分の 1 に相当する額

付 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 5 月 30 日 20 練都建第 289 号）

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日 20 練都建第 1525 号）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 10 日 21 練都建第 1536 号）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。